給与所得者等再生による再生手続開始

平成２９年（再ロ）第１２号

神戸市垂水区名谷町440―101（住民票上の住所）兵庫県三木市志染町広野６丁目７番地の１

再生債務者　原田　知幸

１　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成29年10月２日まで

４　一般異議申述期間　平成29年10月10日から平成29年10月23日まで

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２９年（再ロ）第１１号

京都市西京区大枝西新林町４丁目５番地　８棟502号室

再生債務者　辻本　慶行

１　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成29年10月３日まで

４　一般異議申述期間　平成29年10月10日から平成29年10月20日まで

京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生についての意見聴取計画案

平成２９年（再ロ）第１０号

神奈川県藤沢市辻堂元町３丁目16番22号　メゾンクレストＢ－３

再生債務者　倉本　龍吾

１　意見聴取に付する再生計画案　平成29年９月４日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成29年９月20日まで

平成29年９月６日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（再ロ）第２４号

大阪府大阪市住吉区上住吉２丁目14番２号

再生債務者　塚田　貴史

１　意見聴取に付する再生計画案　平成29年９月４日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成29年９月５日

平成29年９月５日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（再ロ）第５号

兵庫県姫路市白国４丁目４番３号　センチュリーセブンＢ205

再生債務者　亀山　慶太

１　意見聴取に付する再生計画案　平成29年８月30日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成29年10月３日まで

平成29年９月５日　神戸地方裁判所姫路支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第１号

大分県国東市武蔵町糸原3815番地16

再生債務者　平塚　聖也

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成29年８月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年９月５日

大分地方裁判所杵築支部再生係

平成２８年（再ロ）第５号

鹿児島県鹿児島市星ヶ峯５丁目43番11号

再生債務者　水間　直子

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成29年８月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年９月１日

鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２９年（再ロ）第２９号

大阪府大阪市生野区桃谷３丁目20番18号

再生債務者　玉岡　仁

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成29年９月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年９月５日

大阪地方裁判所第６民事部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するについてしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙は確定した最終事業年度はありません。

平成二十九年九月十四日

京都市上京区丸太町通堀川西入る西丸太町一八七番地アネックス一〇Ｆ

（甲）株式会社アラタＳＰＣ２

代表取締役　新井　章夫

京都市上京区丸太町通堀川西入る西丸太町一八七番地アネックス一〇Ｆ

（乙）株式会社アラタインベスト

代表取締役　新井　章夫

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の温泉旅館の経営事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させるについてしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十九年九月十四日

石川県加賀市山代温泉桔梗丘二丁目一二一番地三

（甲）株式会社富士屋

代表取締役　榮枝　潔

石川県加賀市山代温泉桔梗丘二丁目一二一番地三

（乙）有限会社富士屋

取締役　栄枝　潔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更するについてしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年九月十四日

東京都新宿区納戸町九番地

合資会社升本酒店

代表社員　矢代　英昭

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更するについてしました。

効力発生日は平成二十九年十一月一日であり、組織変更後の商号は鈴木土地株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年九月十四日

東京都渋谷区大山町三四番六号

鈴木土地管理合名会社

代表社員　鈴木　宣雄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十九年九月十四日

石川県白山市坊丸町三五番地

有限会社鹿島電設工業

取締役　窪　外一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千六百七十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年九月八日

掲載頁　六十頁（号外第一九四号）

平成二十九年九月十四日

大阪市北区天満三丁目三番五号

ワークス株式会社

代表取締役　田中　勇

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十九年九月十四日

高知市横浜西町四三番一号　有限会社創進

取締役　田辺　功

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年十月一日を基準日と定め、同日十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十九年十月一日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十九年九月十四日

東京都豊島区西池袋一丁目四番一〇号

株式会社Ｌｉｎｋ　Ｍｏｂｉｌｅ

代表取締役　藤原　秀樹